

## 議第162号

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第67(1)の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項ア(ア) a中「46,000円」を「47,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「17,000円」を「15,000円」に、「70,000円」を「71,000円」に、「25,000円」を「22,000円」に改め、同項ア(ア) b中「69,000円」を「71,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「25,000円」を「22,000円」に、「105,000円」を「106,000円」に、「38,000円」を「33,000円」に改め、同項ア(ア) c中「93,000円」を「95,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「35,000円」を「30,000円」に、「140,000円」を「141,000円」に、「51,000円」を「44,000円」に改め、同項ア(イ) a (a)中「63,000円」を「66,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「17,000円」を「14,000円」に、「97,000円」を「99,000円」に、「26,000円」を「21,000円」に改め、同項ア(イ) a (b)中「101,000円」を「105,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「27,000円」を「22,000円」に、「153,000円」を「157,000円」に、「40,000円」を「32,000円」に改め、同項ア(イ) a (c)中「211,000円」を「220,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「55,000円」を「42,000円」に、「321,000円」を「329,000円」に、「82,000円」を「63,000円」に改め、同項ア(イ) a (d)中「368,000円」を「382,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「83,000円」を「59,000円」に、「560,000円」を「572,000円」に、「124,000円」を「88,000円」に改め、同項ア(イ) a (e)中「642,000円」を「661,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「122,000円」を「74,000円」に、「976,000円」を「992,000円」に、「184,000円」を「111,000円」に改め、同項ア(イ) a (f)中「1,181,000円」を「1,217,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「222,000円」を「131,000円」に、「1,798,000円」を「1,824,000円」に、「334,000円」を「196,000円」に改め、同項ア(イ) a (g)中「1,712,000円」を「1,760,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「309,000円」を「174,000円」に、「2,605,000円」を「2,638,000円」に、「466,000円」を「259,000円」に改め、同項ア(イ) a (h)中「2,107,000円」を「2,165,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「381,000円」を「213,000円」に、「3,208,000円」を「3,246,000円」に、「574,000円」を「318,000円」に改め、同項ア(イ)

b (a) 中「評価書面」を「確認書等」に、「15,000円」を「12,000円」に、「22,000円」を「18,000円」に改め、同項ア (イ) b (b) 中「68,000円」を「69,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「24,000円」を「21,000円」に、「37,000円」を「32,000円」に改め、同項ア (イ) b (c) 中「122,000円」を「123,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「42,000円」を「30,000円」に、「185,000円」を「184,000円」に、「63,000円」を「46,000円」に改め、同項ア (イ) b (d) 中「227,000円」を「229,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「78,000円」を「57,000円」に、「344,000円」を「342,000円」に、「118,000円」を「85,000円」に改め、同項ア (イ) b (e) 中「376,000円」を「379,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「130,000円」を「98,000円」に、「571,000円」を「568,000円」に、「197,000円」を「147,000円」に改め、同項ア (イ) b (f) 中「698,000円」を「705,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「238,000円」を「162,000円」に、「1,061,000円」を「1,056,000円」に、「359,000円」を「242,000円」に改め、同項ア (イ) b (g) 中「972,000円」を「981,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「327,000円」を「199,000円」に、「1,477,000円」を「1,470,000円」に、「491,000円」を「297,000円」に改め、同項ア (イ) b (h) 中「1,178,000円」を「1,189,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「390,000円」を「212,000円」に、「1,791,000円」を「1,782,000円」に、「585,000円」を「317,000円」に改め、同表(2)の項中「第5条第4項第4号イ」を「第5条第6項第4号イ」に改め、同表(3)の項中「第9条第1項」の右に「または第3項」を加え、同表に次のように加える。

(5) 法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円
--	----------

別表第67注1中「評価書面」を「確認書等」に、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面」を「第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写し」に改める。

#### 付 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第8条第1項および第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定ならびに同法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に係る改正前の別表第67(2)の項から(4)の項までに定める手数料については、なお従前の例による。